

合議体の構成について

合議体の担任事務	合議体を構成する委員
生活保護・税等に係る 審査請求事件	一 高 龍 司
	酒 井 貴 子
	渋谷 麻衣子
生活保護・児童福祉等に係る 審査請求事件	海 道 俊 明
	原 田 裕 彦
	福 島 豪
生活保護等に係る 審査請求事件	相 間 佐基子
	重 本 達 哉
	野 呂 充

(五十音順)

(※)この表は、合議体を構成する委員の基本的な分担を示したものであり、審査庁(知事)から審査会に諮問されたときに、大阪府行政不服審査会条例第7条第1項の規定により、会長が当該委員を指名します。